

返戻金制度について

◇返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後３ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めにに基づき解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社後１ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 100%

(2) 入社後１ヶ月超３ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、紹介予定派遣の場合は、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

九州運輸建設株式 人材派遣事業所

有料職業紹介事業許可番号：４０－ユ－３０００８３